

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

1. 発達障害者支援地域協議会の設置推進

発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援地域協議会の制度が定められたが、従来課長通知で実施されてきた発達障害者支援体制整備検討委員会を設置していない都道府県等もあるため、全都道府県等が早急にこの新たな協議会を設置するよう、国としての取り組みを強化していただきたい。

2. 発達障害者地域支援マネージャーの配置推進

発達障害者が可能な限り身近な場所で支援が受けられるように、都道府県等が発達障害者地域支援マネージャーを6名程度配置する事業が平成26年度より開始され、市町村や事業所への支援、医療機関との連携を図ることとなった。しかしこの事業を実施する都道府県等が少なく、またマネージャーの配置人数も国基準に満たない現状にあるため、全都道府県等において同マネージャー全員が配置されるよう、国としての取り組みを強化していただきたい。

3. 支援現場実習を伴う支援者育成研修の実施

発達障害者支援法の改正により、専門的知識を有する人材の確保を図ることとなったが、講義形式の研修だけでは不十分である。日本財団の補助により、当協会と全日本自閉症支援者協会（元全国自閉症者施設協議会）とで共催している発達障害支援スーパーバイザー養成研修については、発達障害者への支援現場における実習ができる唯一の研修として好評を得ているところである。この研修を国の人材育成の研修として引継ぎ、さらに内容の充実を図っていただきたい。

4. 強度行動障害支援者養成研修の拡充

行動障害を伴う自閉症の児童・成人が、障害児支援・障害福祉サービスや施設入所支援等において、適切な支援を受けることができずに放置や虐待を受けたり、事業者から支援を拒否される場合がまだ多いため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の早急な拡充を図られたい。

5. 地域の保健師への研修体制

発達障害の早期発見・早期療育のためには、地域の保健師が発達障害の診断や療育支援の正しい知識をもつことが重要であるため、その研修を進める体制について検討していただきたい。

6. 発達障害に関する診療報酬の見直し

かかりつけ医等の発達障害対応力向上研修事業が平成28年度より開始されるが、発

達障害の診断やアセスメント、デイケアなどの手間のかかる対応がきちんと行われるように、診療報酬において適正な評価を行うよう見直していただきたい。

7. 本人意思に基づく意思決定支援のガイドライン作成

障害者権利条約は、どのような重い障害のある人にもその人なりの意思や好みがあることを前提として、その意思や好みに基づく意思決定支援を求めている。その中には、本人の意思通りでは本人に損害をもたらす場合の意思形成の支援も含まれる。社会保障審議会障害者部会における意思決定支援のガイドラインの作成に当たっては、この基本的な理解に基づいて行われるよう図られたい。

8. 放課後デイサービスの見直し

放課後デイサービスについては、自閉症をはじめとする発達障害児への支援の専門性が確保されるよう、職員の研修を強化していただきたい。また、高等学校に入学できなかった場合にも利用可能なように見直すとともに、定員規模の減額率についても見直しをしていただきたい。

9. 成人期の余暇活動支援の創出

学齢期には放課後デイサービスが利用できるが、成人期になると休日や夕方の余暇活動の支援制度がない状況にある。日中一時支援は市町村格差が大きく、ほとんど活用できない地域が多い。両親が働いている家庭にとっては深刻な事態にもなっている。地域生活の支援策として、新たな制度の検討を図られたい。

10. グループホーム等の整備と地域生活支援施策の推進

自閉症のある人の利用するグループホームについては、集団としての生活よりも、一人一人の生活を尊重した支援が必要である。また、ある程度規模を大きくして複数の職員が支援できる体制を確保したり、逆に個別性を重視してサテライト型を長期利用するなど、多様な運営が可能な制度とする必要がある。特に都市部においてグループホームが不足しており、同居している親の高齢化により生活の場を失う事態が増えている。グループホームの増設とともに、地域生活支援拠点の整備や、行動援護・重度訪問介護等の利用促進など、地域生活支援の施策の強化を図られたい。

11. 生活訓練事業、自立生活援助等の整備

成人期の発達障害者が地域で自立して暮らすためには、発達障害者の障害特性に対応できる職員を配置した通所型・宿泊型の生活訓練事業や、障害者総合支援法の改正による自立生活援助の活用が重要である。そのための人材育成や報酬上の評価を検討していただきたい。

12. 高齢期の発達障害者への支援の強化

親の高齢化及び発達障害者自身の高齢化に伴い、地域生活を維持することが困難となる事例が増えている。障害者総合支援法改正により介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組みが設けられることとなったが、長期ひきこもり状態の発達障害者の問題など、高齢化に伴う支援方法の研究・開発を進め、支援体制の強化を図られたい。

13. 就労継続支援 B 型の工賃向上の取り組みの見直し

就労継続支援事業 B 型の工賃実績が前年度より下回った場合に報酬加算が減る仕組みについては、利用者が過重な作業能率の向上を求められて情緒が不安定になったり、作業能率の低い障害者が利用を断られたりする弊害もあるため、見直していただきたい。

14. 産業医の発達障害理解促進の取り組み強化

企業で働く発達障害者の雇用促進と雇用継続にとって、産業医は重要な役割が期待される。しかし、産業医のこの障害に対する認識はまだ十分ではない。発達障害者支援法の改正を受け、早急に産業医の発達障害理解の促進を図られたい。